

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月7日
【計算期間】	第5特定期間（自 平成24年3月10日 至 平成24年9月10日）
【ファンド名】	ハリス世界株ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 種邑 満
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【事務連絡者氏名】	宮崎 恭介
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 - 3323 - 6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



2）社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産
	海外	（ ） 資産複合
追加型投信	内外	

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （日本を除く）		
一般 大型株 中小型株	年2回			
債券	年4回	日本	ファミリーファンド	あり （ ）
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	北米		
	年12回 （毎月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		アジア		
その他資産 （投資信託証券（株式））	日々	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 （ ）			

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回 （毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

（注1）上記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注3）その他の商品分類・属性区分の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

3,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と同様ですので、「＜参考＞マザーファンドの特色」をご覧ください。

2) 毎月決算を行います。

毎月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

＜参考＞マザーファンドの特色

ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド

●世界の株式に投資

日本を除く世界各国の株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。

エマージング諸国の株式も投資対象としますが、投資割合はポートフォリオの30%以内とします。

●ハリス・アソシエイツ社に運用を委託します。

バリュース株投資で評価の高い米ハリス・アソシエイツ社に、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を委託し、同社の卓越した調査能力に基づき、銘柄選択を行います。

▼ハリス・アソシエイツ社（ハリス・アソシエイツ・エル・ピー）について

- ・ハリス・アソシエイツ社は、1976年にシカゴを本拠地として設立されました。
- ・バリュースタイルの運用に確固たる信念を持ち、すべての株式ファンドを一貫したバリュースの哲学に基づき運用しています。

・運用資産702億米ドル（平成24年6月末）

● 厳選投資

企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。

その時々で最も割安で魅力的と判断する中大型株20～50銘柄程度に厳選投資します。

中大型株とは、その時々で時価総額の大きな銘柄をいいます。

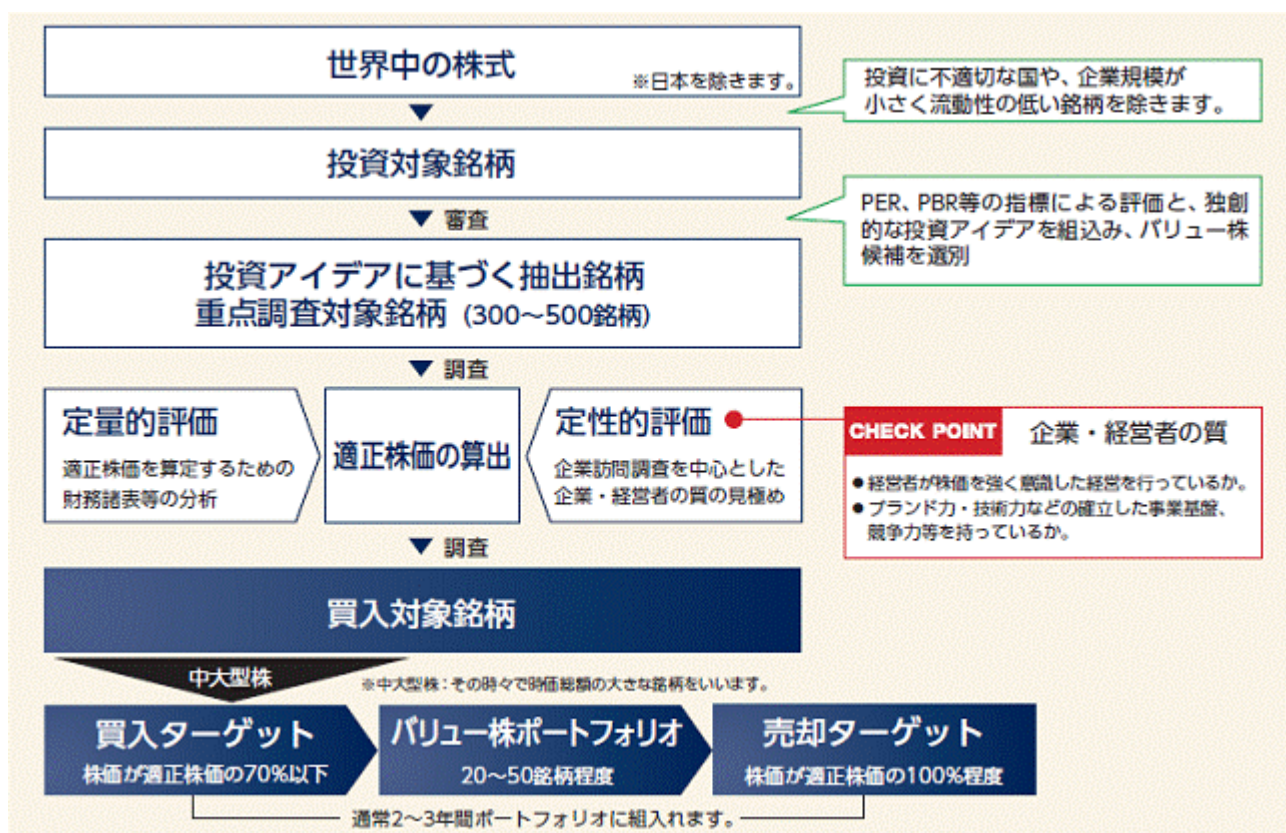
● 銘柄本位

国や業種などにはこだわらず、個別の銘柄選択の積み上げにより銘柄本位でポートフォリオを構築します。

● 為替

対円での為替ヘッジは、原則として行いません。

なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。



<イメージ図>

- ① 個別銘柄の株価は、基本的な需給要因のほかニュースや市場の噂などの様々な要因で変動（時には大きく変動）します。
- ② 個別銘柄の株価は、“本来の企業価値”から大きくかい離することがあります。

- ③ 個別銘柄の“本来の企業価値”は、日々の株価のように変動しません。
- ④ 日々の株価に一喜一憂せず、“本来の企業価値”が右肩上がりに成長する銘柄を見極めます。



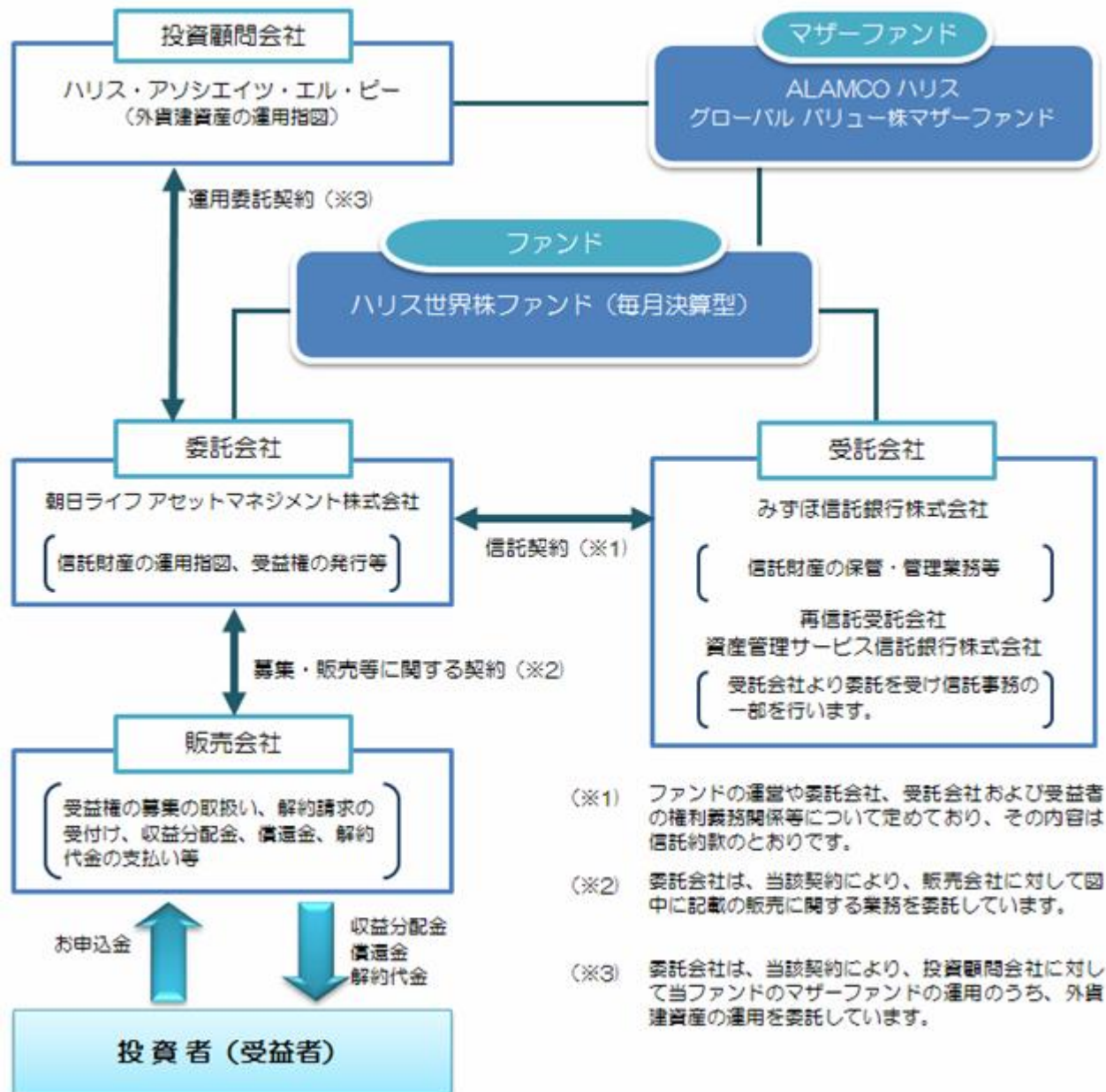
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年4月22日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

- 1) 資本金の額（平成24年10月末現在）
30億円
- 2) 会社の沿革
昭和60年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立
平成11年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況（平成24年10月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2-6-1	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
ハリス・アソシエイツ社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。
マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨に

かかる外国為替予約取引を行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権

- ２）次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてALAMCO ハリス グローバル パリ्यू株マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １）株券または新株引受権証書
- ２）国債証券
- ３）地方債証券
- ４）特別の法律により法人の発行する債券
- ５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
- 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

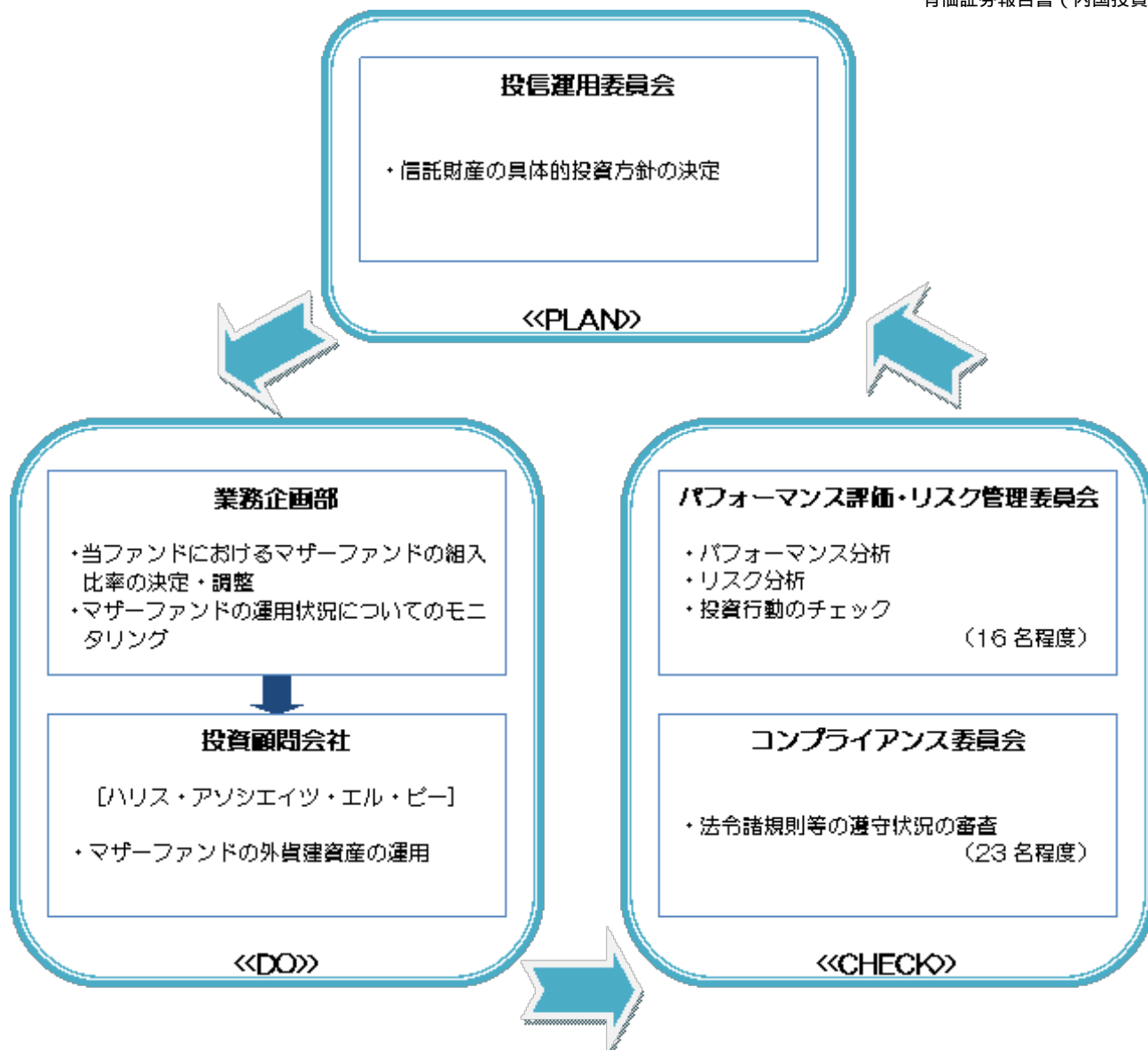
4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

《PLAN》

投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

《DO》

業務企画部および投資顧問会社において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 業務企画部は、当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率の決定・調整を行います。
- 2) 投資顧問会社はマザーファンドの外貨建資産の運用を行います。
- 3) 業務企画部は、常時マザーファンドの運用状況についてのモニタリングを行います。

《CHECK》

パフォーマンス評価・リスク管理委員会（16名程度）でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会（23名程度）で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンス評価・リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等にて構成されており、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

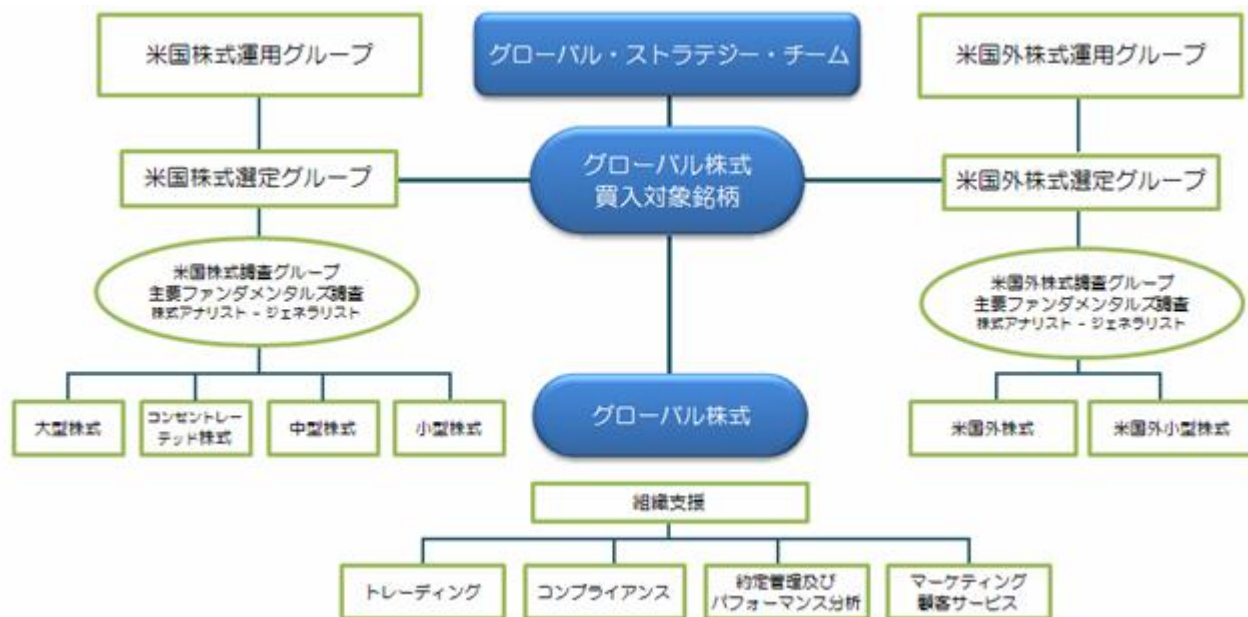
《その他》

受託会社等のファンドの関係法人（販売会社を除く）の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注)委員会および部の名称等は変更される場合があります。

< 参考 > 投資顧問会社の運用体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社（ハリス・アソシエイツ社）の運用体制は以下のとおりです。



グローバル・ストラテジー・チームが、マザーファンドのファンドマネジャーを担当します。

トレーディング、コンプライアンスおよび事務等については、各運用グループに共通の組織が担当します。

(注)グループ等の名称は変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎月9日（休業日の場合は翌営業日）です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

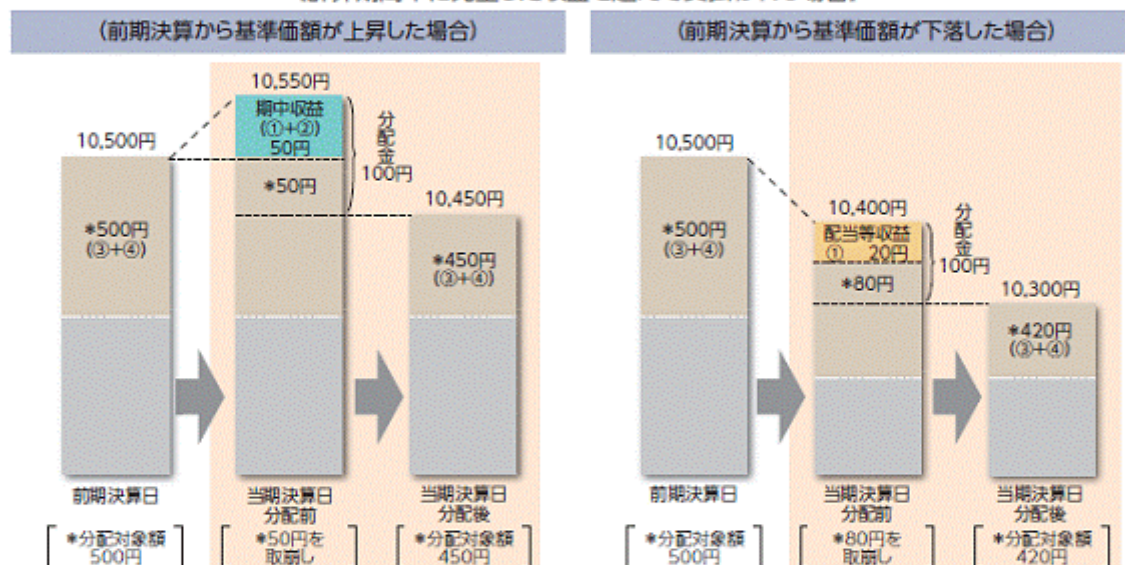
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

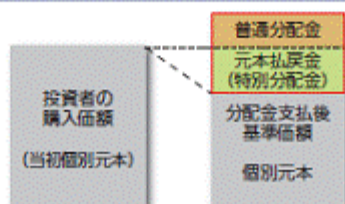


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

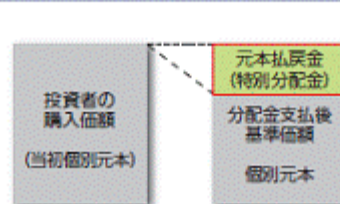
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減(特別分配金) 少します。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2. (3)＞
- 2) 委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第6項＞（以下3）、5）、6）、7）において同じ。）

3）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第15条第5項＞

4）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜信託約款第18条＞

5）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第1項＞

6）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条第2項＞

7）委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものをいいます（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第20条第1項＞

8）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第21条第1項＞

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第5項＞

9）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（以下「取引所」といいます。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。＜信託約款第22条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

- 10) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第23条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 11) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第25条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第26条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うも

のとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第27条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 15) 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第28条＞

- 16) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第29条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

- 17) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第35条第1項＞

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。＜同条第2項＞

- 1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。＜同条第3項＞

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。＜同条第4項＞

借入金の利息は、信託財産中から支弁します。＜同条第5項＞

法令に基づく投資制限

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図しないものとします。

<参考> マザーファンドの概要

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

以下「（3）投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

（1）投資方針

投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として、日本を除く世界各国株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。
- 2) 外貨建資産の運用にあたっては、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーに運用の指図（米ドルを対価とする円以外の通貨にかかる外国為替予約取引の指図を含みます。）に関する権限を委託します。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、企業訪問を含む企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチにより、フリーキャッシュフロー、利益成長の潜在能力、業界における競争力、経営者の経営方針等から独自に評価した企業価値に対し割安な銘柄を発掘し、厳選投資します。
- 4) 発行体の属する国別の投資割合は、次のとおりとします。

アメリカおよびカナダの合計	25%～75%
上記以外の先進国(*)の各国	0%～30%
エマージング諸国(**)の各国	0%～10%

(*) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スイス、スウェーデン、イギリスとします。

(**) アメリカ、カナダ、先進国以外の諸国とします。

- 5) エマージング諸国の株式への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行うことがあります。
- 7) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。
- 8) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り、ます。）

c. 金銭債権

d. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、主として有価証券に投資を行うものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第13条第5項＞

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。＜信託約款第17条＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第18条第1項＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第18条第2項＞

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第19条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第20条第1項＞

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第21条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第23条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図を行うことができます。＜信託約款第24条第1項＞

- 1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第25条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第26条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第27条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第28条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。＜同条第2項＞

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第3項＞

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

- 1) 株価変動リスク
株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
- 2) 為替変動リスク
外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。
- 3) 信用リスク
発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。
- 4) カントリーリスク
一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。
- 5) 金利変動リスク
金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。
- 6) 流動性リスク
有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

8) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) 為替取引の相手先に関するリスク

当ファンドは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。

外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社は、運用委託契約に基づくガイドラインのとおり運用が行われているかのチェックを行うほか、定期的にレポートを作成し、ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 業務企画部へのフィードバックは、パフォーマンス評価・リスク管理委員会および投信運用委員会を通じて行っています。
- d. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記c.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. マザーファンドの外貨建資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部が担当し、そのチェック状況については逐次コンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス推進の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの推進に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。
- f. 業務企画部は、常時のモニタリングおよび前記e.の結果、必要に応じてマザーファンドの外貨建資産

の運用を行う投資顧問会社との調整を行います。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

<参考> 投資顧問会社のリスク管理体制

マザーファンドの外貨建資産の運用を行う投資顧問会社（ハリス・アソシエイツ社）のリスク管理体制は以下のとおりです。

1) 運用担当者によるチェック

- a. 運用担当者は、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行いますが、個別銘柄の売買はすべてトレーダーを通じて執行されます。
- b. 売買執行後、運用担当者はポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行います。
- c. 定期的に他のファンドの運用担当者がガイドラインのとおり運用が行われているかどうかのチェックを行います。

2) その他

- a. コンプライアンスにかかる体制整備として、投資顧問会社では、法務担当責任者（ゼネラル・カウンセラー）のもとにコンプライアンス・オフィサーを配置しています。
- b. ブローカーの選定に際しては、知名度、取引実績および信用力等についての基準を設けています。
- c. 投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックします。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.9425%（税抜1.85%^注）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます。以下の配分においても同じです。

信託報酬の配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
1.176% （税抜1.12%）	0.6825% （税抜0.65%）	0.084% （税抜0.08%）

委託会社の報酬には、ハリス・アソシエイツ社への「ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の運用指図権限委託報酬が含まれます。当該委託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に対し、年0.65%の率を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.00525%（税抜0.005%^注）の率を乗じて得た額とします。

ただし、年42万円（税抜40万円^注）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注：ここでの税とは、監査費用にかかる消費税等をいいます。

ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、公社債の借入れにかかる費用、借入金の利息ならびに外国為替予約取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱い となります。課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

１）追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

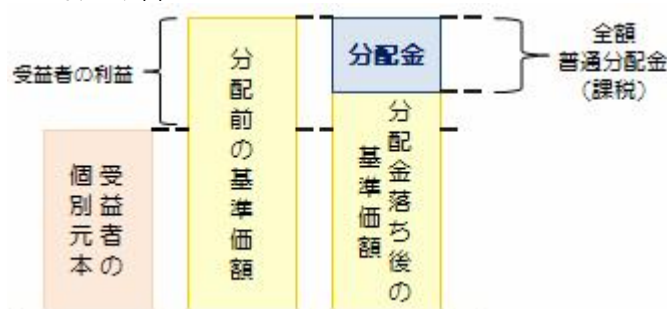
３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

１）普通分配金

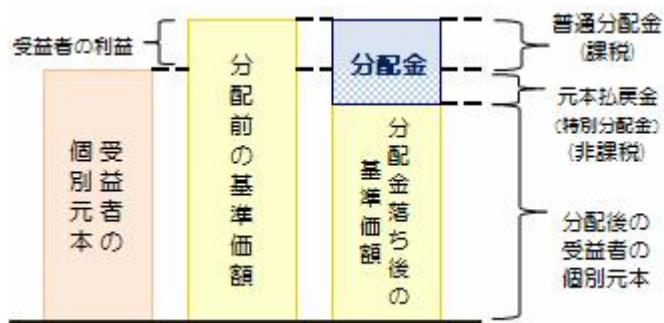
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２）元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

その税率は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成25年1月1日から7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成25年1月1日から7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となります。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金（解約）時および償還時における課税は行われません。

上記は、平成24年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年10月31日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資 産 の 種 類	投資国 または地域	時 価 合 計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券 (ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券)	日本	3,895,904,376	99.14
コール・ローン、その他（負債控除後）		33,692,070	0.86
合 計 （純資産総額）		3,929,596,446	100.00

（注1）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

<参考> マザーファンドの投資状況

ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド

平成24年10月31日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時 価 合 計 (円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	5,703,702,276	41.92
	スイス	3,387,560,270	24.90
	フランス	1,498,966,136	11.02
	ドイツ	1,131,354,580	8.31
	イタリア	434,254,296	3.19
	スペイン	334,917,768	2.46
	オランダ	284,132,076	2.09
	イギリス	244,795,746	1.80
	メキシコ	122,692,332	0.90
コール・ローン、その他（負債控除後）		464,828,539	3.42
合 計 （純資産総額）		13,607,204,019	100.00

（注1）平成24年10月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

（注2）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（注3）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1）主要銘柄の明細（平成24年10月31日現在）

種 類	銘 柄	国 / 地域	業 種	数 量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金 額 (円)	評価 単価 (円)	評価金 額 (円)	投資 比率 (%)
1 親投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株 マザーファンド	日本	-	5,015,324,892	7,697	3,860,295,569	7,768	3,895,904,376	99.14

（注1）投資銘柄は上記の1銘柄です。

（注2）投資比率とは、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注3）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2）種類別投資比率（平成24年10月31日現在）

国内 / 外国	種 類	投資比率(%)
国 内	親投資信託受益証券	99.14
合 計		99.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> マザーファンドの投資資産

ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細（評価金額上位30銘柄）

平成24年10月31日現在

種類	銘柄名 国/地域	通貨	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	INTEL CORP 株式 アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	387,800	2,140 830,072,016	1,749 678,082,648	4.98
2	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG 株式 スイス	スイスフラン	各種金融	341,796	1,849 631,883,768	1,862 636,557,896	4.68
3	STARWOOD HOTELS & RESORTS 株式 アメリカ	米ドル	消費者サービス	119,300	4,284 511,094,895	4,138 493,703,604	3.63
4	CARNIVAL CORP 株式 アメリカ	米ドル	消費者サービス	157,000	2,472 388,080,418	3,015 473,375,567	3.48
5	WELLS FARGO & CO 株式 アメリカ	米ドル	銀行	174,600	2,505 437,426,602	2,706 472,476,364	3.47
6	DAIMLER AG-REG 株式 ドイツ	ユーロ	自動車・自動車部品	122,800	4,614 566,594,816	3,756 461,190,676	3.39
7	PPR 株式 フランス	ユーロ	小売	32,700	13,054 426,858,939	13,991 457,493,617	3.36
8	BNP PARIBAS 株式 フランス	ユーロ	銀行	111,665	3,304 368,968,752	4,069 454,377,117	3.34
9	JULIUS BAER GROUP LTD 株式 スイス	スイスフラン	各種金融	160,700	2,900 466,073,031	2,778 446,388,442	3.28
10	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG 株式 スイス	スイスフラン	運輸	47,500	9,884 469,478,163	9,333 443,332,890	3.26
11	FIAT INDUSTRIAL 株式 イタリア	ユーロ	資本財	518,400	806 418,041,920	838 434,254,296	3.19
12	ALLIANZ SE 株式 ドイツ	ユーロ	保険	43,700	9,011 393,781,556	9,856 430,704,219	3.17
13	FRANKLIN RESOURCES INC 株式 アメリカ	米ドル	各種金融	40,400	9,562 386,288,227	10,196 411,937,792	3.03
14	APPLIED MATERIALS 株式 アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	469,100	969 454,401,032	848 397,974,588	2.92
15	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A 株式 スイス	スイスフラン	耐久消費財・アパレル	76,500	4,650 355,775,157	5,201 397,864,986	2.92
16	ADECCO SA-REG 株式 スイス	スイスフラン	商業・専門サービス	101,100	3,828 387,031,151	3,872 391,438,070	2.88
17	VISA INC-CLASS A SHARES 株式 アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	35,200	9,401 330,903,816	11,018 387,825,665	2.85
18	JPMORGAN CHASE & CO 株式 アメリカ	米ドル	各種金融	110,600	3,155 348,979,785	3,279 362,635,899	2.67
19	PUBLICIS GROUPE 株式 フランス	ユーロ	メディア	79,200	4,351 344,565,524	4,241 335,894,122	2.47
20	HOLCIM LTD REG 株式 スイス	スイスフラン	素材	61,400	4,873 299,180,384	5,444 334,288,554	2.46
21	BANCO SANTANDER S.A 株式 スペイン	ユーロ	銀行	547,627	587 321,381,662	596 326,319,981	2.40
22	MASTERCARD INC-CLASS A 株式 アメリカ	米ドル	ソフトウェア・サービス	9,000	33,268 299,408,482	36,084 324,759,481	2.39
23	ILLINOIS TOOL WORKS 株式 アメリカ	米ドル	資本財	66,300	4,383 290,585,819	4,801 318,313,473	2.34
24	GIVAUDAN-REG 株式 スイス	スイスフラン	素材	4,020	71,758 288,468,072	78,932 317,304,810	2.33
25	TIFFANY & CO 株式 アメリカ	米ドル	小売	58,900	5,189 305,635,186	4,984 293,576,813	2.16
26	AKZO NOBEL 株式 オランダ	ユーロ	素材	66,054	4,386 289,692,591	4,302 284,132,076	2.09
27	BOEING CO 株式 アメリカ	米ドル	資本財	49,000	5,910 289,588,794	5,665 277,566,507	2.04
28	NATIONAL OILWELL VARCO INC 株式 アメリカ	米ドル	エネルギー	44,900	6,484 291,146,147	5,940 266,717,054	1.96
29	DANONE 株式 フランス	ユーロ	食品・飲料・タバコ	51,200	5,153 263,882,188	4,906 251,201,280	1.85

30	DIAGEO PLC 株式	英ポンド イギリス	食品・飲料・タバコ	107,400	1,953	2,279	1.80
					209,726,692	244,795,746	

（注1）平成24年10月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

（注2）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注3）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

２）業種別投資比率

平成24年10月31日現在

国内 / 外国	業 種	投 資 比 率 (%)
外 国	各種金融	13.65
	銀行	9.27
	半導体・半導体製造装置	7.91
	資本財	7.57
	消費者サービス	7.11
	ソフトウェア・サービス	7.00
	素材	6.88
	自動車・自動車部品	6.13
	小売	5.52
	食品・飲料・タバコ	5.38
	メディア	4.63
	運輸	3.26
	保険	3.17
	耐久消費財・アパレル	2.92
	商業・専門サービス	2.88
	エネルギー	1.96
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.35
合 計		96.58

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純 資 産 総 額（円）		基 準 価 額（円） （1万口当たりの純資産額）	
第1特定期間末 （平成22年 9月 9日）	（分配付）	5,466,103,357	（分配付）	8,549
	（分配落）	5,447,185,657	（分配落）	8,509
第2特定期間末 （平成23年 3月 9日）	（分配付）	8,585,006,701	（分配付）	10,221
	（分配落）	8,483,315,818	（分配落）	10,081
第3特定期間末 （平成23年 9月 9日）	（分配付）	6,670,857,789	（分配付）	7,880
	（分配落）	6,586,443,105	（分配落）	7,780
第4特定期間末 （平成24年 3月 9日）	（分配付）	8,105,817,935	（分配付）	9,567
	（分配落）	8,054,886,711	（分配落）	9,507
第5特定期間末 （平成24年 9月10日）	（分配付）	3,900,856,531	（分配付）	9,205
	（分配落）	3,867,063,088	（分配落）	9,145
平成23年10月末		7,454,549,721		8,779
11月末		6,614,411,483		7,789
12月末		6,798,713,452		8,006

平成24年 1月末	7,107,808,678	8,370
2月末	8,036,812,018	9,465
3月末	8,194,522,828	9,702
4月末	7,914,700,532	9,390
5月末	3,470,837,717	8,186
6月末	3,460,213,434	8,163
7月末	3,636,063,393	8,577
8月末	3,711,992,030	8,756
9月末	3,824,249,624	9,043
平成24年10月31日	3,929,596,446	9,290

（注）分配金の額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

		1万口当たりの分配額（円）
第1特定期間	自 平成22年 4月22日 至 平成22年 9月 9日	40
第2特定期間	自 平成22年 9月10日 至 平成23年 3月 9日	140
第3特定期間	自 平成23年 3月10日 至 平成23年 9月 9日	100
第4特定期間	自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月 9日	60
第5特定期間	自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日	60

【収益率の推移】

期 間		収 益 率（％）
第1特定期間	自 平成22年 4月22日 至 平成22年 9月 9日	14.51
第2特定期間	自 平成22年 9月10日 至 平成23年 3月 9日	20.12
第3特定期間	自 平成23年 3月10日 至 平成23年 9月 9日	21.83
第4特定期間	自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月 9日	22.97
第5特定期間	自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日	3.18

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配金の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配金の額、以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して計算し、小数点第3位を四捨五入しています。なお、第1特定期間については、前特定期間末基準価額を10,000円として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設 定 数 量（口）	解 約 数 量（口）
第1特定期間	自 平成22年 4月22日 至 平成22年 9月 9日	6,403,603,347	2,170,817
第2特定期間	自 平成22年 9月10日 至 平成23年 3月 9日	2,019,509,265	6,164,970

第3特定期間	自 平成23年 3月10日 至 平成23年 9月 9日	64,347,961	13,572,061
第4特定期間	自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月 9日	29,405,956	22,297,768
第5特定期間	自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日	2,461,782	4,246,451,294

（注1）日本国外における設定および解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定数量には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)



運用実績

(2012年10月31日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 9,290円 純資産総額 39.29億円



※基準価額 (税引前分配金再投資ベース) は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2012年 6月	10円
2012年 7月	10円
2012年 8月	10円
2012年 9月	10円
2012年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	410円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	96.6%
その他資産	3.4%
合計	100.0%

組入上位10業種

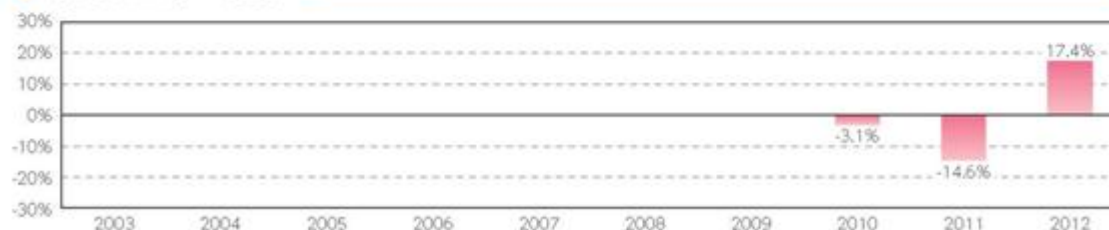
順位	業種名	比率
1	各種金融	13.7%
2	銀行	9.3%
3	半導体・半導体製造装置	7.9%
4	資本財	7.6%
5	消費者サービス	7.1%
6	ソフトウェア・サービス	7.0%
7	素材	6.9%
8	自動車・自動車部品	6.1%
9	小売	5.5%
10	食品・飲料・タバコ	5.4%

※業種はGICS（世界産業分類基準）に基づく24産業グループによります。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	INTEL CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	5.0%
2	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	スイス	各種金融	4.7%
3	STARWOOD HOTELS & RESORTS	アメリカ	消費者サービス	3.6%
4	CARNIVAL CORP	アメリカ	消費者サービス	3.5%
5	WELLS FARGO & CO	アメリカ	銀行	3.5%
6	DAIMLER AG-REG	ドイツ	自動車・自動車部品	3.4%
7	PPR	フランス	小売	3.4%
8	BNP PARIBAS	フランス	銀行	3.3%
9	JULIUS BAER GROUP LTD	スイス	各種金融	3.3%
10	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	スイス	運輸	3.3%

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2010年は設定日（4月22日）から年末まで、2012年は10月31日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。取得申込みの受付が中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとして取り扱います。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所が休場日の場合には、当該解約請求の受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.3%）を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して計算します。

基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
-----------------------------------	---------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 参考 > マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
-----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0 1 2 0 - 2 8 3 1 0 4

(営業日の9:00～17:00)

（２）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

「（５）その他 信託の終了（償還）」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月10日から翌月9日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了（償還）

- １）委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、１）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ３）２）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下３）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ４）２）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ５）２）から４）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、２）から４）までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- ６）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ７）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「 信託約款の変更等４）」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 8) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1) から7) までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、1) の事項（1) の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 2) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1) から6) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1) から7) までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「信託の終了（償還）2）」または「信託約款の変更等2）」に規定する書面に付記します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎年9月および3月の計算期末に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了（償還）」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。
- 3) 委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受

託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年3月10日から平成24年9月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ハリス世界株ファンド（毎月決算型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年 3月 9日現在)	当期 (平成24年 9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	196,310,823	58,169,667
親投資信託受益証券	7,896,303,732	3,819,671,437
未収利息	322	95
流動資産合計	8,092,614,877	3,877,841,199
資産合計	8,092,614,877	3,877,841,199
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,472,660	4,228,671
未払解約金	17,012,640	-
未払受託者報酬	521,570	277,098
未払委託者報酬	11,539,761	6,130,723
その他未払費用	181,535	141,619
流動負債合計	37,728,166	10,778,111
負債合計	37,728,166	10,778,111
純資産の部		
元本等		
元本	8,472,660,913	4,228,671,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,774,202	361,608,313
（分配準備積立金）	655,074,051	345,205,296
元本等合計	8,054,886,711	3,867,063,088
純資産合計	8,054,886,711	3,867,063,088
負債純資産合計	8,092,614,877	3,877,841,199

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自平成23年 9月10日 至平成24年 3月 9日	当期 自平成24年 3月10日 至平成24年 9月10日
営業収益		
受取利息	15,682	33,228
有価証券売買等損益	1,584,718,659	606,632,295
営業収益合計	1,584,734,341	606,599,067
営業費用		
受託者報酬	2,905,473	2,266,825
委託者報酬	64,283,452	50,153,418
その他費用	181,535	141,619
営業費用合計	67,370,460	52,561,862
営業利益	1,517,363,881	659,160,929
経常利益	1,517,363,881	659,160,929
当期純利益	1,517,363,881	659,160,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	918,139	242,316,040
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,879,109,620	417,774,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,828,243	507,183,010
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,828,243	507,183,010
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,007,343	378,789
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,007,343	378,789
分配金	50,931,224	33,793,443
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,774,202	361,608,313

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成24年３月９日現在)	当期 (平成24年９月10日現在)
１．信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	8,465,552,725円	8,472,660,913円
期中追加設定元本額	29,405,956円	2,461,782円
期中一部解約元本額	22,297,768円	4,246,451,294円
２．特定期間末日における受益権の総数	8,472,660,913口	4,228,671,401口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その金額は 417,774,202円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その金額は 361,608,313円であります。
４．１単位（１万口）当たりの純資産額 （１口当たりの純資産額）	9,507円 (0.9507円)	9,145円 (0.9145円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月 9日	当期 自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	27,938,920円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	17,316,852円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。
2. 分配金の計算過程	(自 平成23年 9月10日 至 平成23年 10月11日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(5,353,133円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,497,237円)および分配準備積立金(679,907,631円)より、分配可能額は736,758,001円(1万口当たり867円)であり、そのうち8,491,681円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成23年10月12日 至 平成23年 11月 9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(6,856,556円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,604,025円)および分配準備積立金(676,663,125円)より、分配可能額は735,123,706円(1万口当たり865円)であり、そのうち8,491,665円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成23年11月10日 至 平成23年 12月 9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,620,669円)および分配準備積立金(675,027,918円)より、分配可能額は726,648,587円(1万口当たり855円)であり、そのうち8,491,848円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成23年12月10日 至 平成24年 1月10日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,633,642円)および分配準備積立金(666,527,718円)より、分配可能額は718,161,360円(1万口当たり845円)であり、そのうち8,491,897円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自 平成24年 3月10日 至 平成24年 4月 9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,365,895円)および分配準備積立金(651,786,957円)より、分配可能額は703,152,852円(1万口当たり834円)であり、そのうち8,429,003円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成24年 4月10日 至 平成24年 5月 9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(16,638,227円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,309,033円)および分配準備積立金(642,593,999円)より、分配可能額は710,541,259円(1万口当たり843円)であり、そのうち8,418,689円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成24年 5月10日 至 平成24年 6月11日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(19,490,061円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(25,923,967円)および分配準備積立金(337,713,705円)より、分配可能額は383,127,733円(1万口当たり903円)であり、そのうち4,239,975円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成24年 6月12日 至 平成24年 7月 9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(25,918,204円)および分配準備積立金(352,798,236円)より、分配可能額は378,716,440円(1万口当たり893円)であり、そのうち4,238,008円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

	(自 平成24年 1月11日 至 平成24年 2月9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(4,620,636円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,645,278円)および分配準備積立金(657,989,932円)より、分配可能額は714,255,846円(1万口当たり841円)であり、そのうち8,491,473円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成24年 2月10日 至 平成24年 3月9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(10,932,960円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(51,622,906円)および分配準備積立金(652,613,751円)より、分配可能額は715,169,617円(1万口当たり844円)であり、そのうち8,472,660円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自 平成24年 7月10日 至 平成24年 8月9日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(2,250,309円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(26,015,003円)および分配準備積立金(348,560,228円)より、分配可能額は376,825,540円(1万口当たり888円)であり、そのうち4,239,097円(1万口当たり10円)を分配金額としております。 (自 平成24年 8月10日 至 平成24年 9月10日) 当該期末における費用控除後の配当等収益(3,697,072円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(25,960,708円)および分配準備積立金(345,736,895円)より、分配可能額は375,394,675円(1万口当たり887円)であり、そのうち4,228,671円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
--	--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月9日	当期 自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---	----

金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成24年3月9日現在)	当期 (平成24年9月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価および差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価および差額 同左
2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 同左
(2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期(自 平成23年9月10日 至 平成24年3月9日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	574,884,978
合計	574,884,978

当期(自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	140,930,629
合計	140,930,629

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 (平成24年 3月 9日現在)	当期 (平成24年 9月10日現在)
デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成23年 9月10日 至 平成24年 3月 9日	当期 自 平成24年 3月10日 至 平成24年 9月10日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（株式）

該当事項はありません。

（株式以外の有価証券）

(平成24年 9月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ALAMCOハリス グローバル バリュース株マザーファンド	5,015,324,892	3,819,671,437	
合計		5,015,324,892	3,819,671,437	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の受益証券です。

なお、「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年 3 月 9 日現在)	(平成24年 9 月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	433,195,010	298,247,694
コール・ローン	90,380,481	28,334,691
株式	24,546,112,745	13,831,107,404
派生商品評価勘定	-	678,466
未収入金	236,169,350	197,988,425
未収配当金	16,780,229	12,047,551
未収利息	148	46
流動資産合計	25,322,637,963	14,368,404,277
資産合計	25,322,637,963	14,368,404,277
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	550,908
未払金	212,468,449	132,581,264
流動負債合計	212,468,449	133,132,172
負債合計	212,468,449	133,132,172
純資産の部		
元本等		
元本	32,243,670,028	18,691,133,723
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,133,500,514	4,455,861,618
元本等合計	25,110,169,514	14,235,272,105
純資産合計	25,110,169,514	14,235,272,105
負債純資産合計	25,322,637,963	14,368,404,277

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の金融商品取引所又は店頭市場における特定期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、わが国における有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合は当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年 3 月 9 日現在)	(平成24年 9 月10日現在)
1 . 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	33,773,210,567円	32,243,670,028円
期中追加設定元本額	207,169,138円	1,078,886,546円
期中一部解約元本額	1,736,709,677円	14,631,422,851円
2 . 元本の内訳		
ハリス世界株ファンド（毎月決算型）	10,139,064,885円	5,015,324,892円
ALAMCOハリス グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）	13,096,702,830円	3,985,246,349円
ALAMCOハリス 年金グローバル バリュース株ファンド2007（適格機関投資家専用）	9,007,902,313円	9,690,562,482円
3 . 有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	32,243,670,028口	18,691,133,723口
4 . 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は7,133,500,514円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は4,455,861,618円です。
5 . 1 単位（1 万口）当たりの純資産額 （1 口当たりの純資産額）	7,788円 (0.7788円)	7,616円 (0.7616円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

自 平成23年 9 月10日 至 平成24年 3 月 9 日	自 平成24年 3 月10日 至 平成24年 9 月10日
1 . 金融商品に対する取組方針	1 . 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、信用リスク、および流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3．金融商品に係るリスク管理体制 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託しているハリス・アソシエイツ社（以下、投資顧問会社という。）においては、運用委託契約に基づくガイドラインに定められた事項にしたがって運用を行い、売買執行後、ポートフォリオの内容について分析を行い、ガイドラインに抵触していないかのチェックを行っています。また、投資顧問会社は、定期的にレポートを作成し、当ファンドの運用状況に関する情報を委託会社へフィードバックしています。 委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	2．金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 3．金融商品に係るリスク管理体制 同左 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

金融商品の時価等に関する事項

(平成24年 3月 9日現在)	(平成24年 9月10日現在)
1．貸借対照表計上額、時価および差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 (1)株式 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務	1．貸借対照表計上額、時価および差額 同左 2．時価の算定方法 (1)株式 同左 (2)派生商品評価勘定

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成23年 9 月10日 至 平成24年 3 月 9 日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	542,604,753
合計	542,604,753

（自 平成24年 3 月10日 至 平成24年 9 月10日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	371,782,531
合計	371,782,531

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成24年 3 月 9 日現在)
期末残高がないため、該当事項はありません。

種類	(平成24年 9 月10日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
米ドル	59,834,503	-	59,311,121	523,382
ユーロ	96,154,996	-	96,323,542	168,546
売建				
米ドル	96,154,996	-	95,672,602	482,394
スイスフラン	59,834,503	-	59,834,503	-
合計	311,978,998	-	311,141,768	127,558

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成23年 9 月10日 至 平成24年 3 月 9 日	自 平成24年 3 月10日 至 平成24年 9 月10日
該当事項はありません。	同左

（ 3 ） 附属明細表

有価証券明細表

（ 株式 ）

（平成24年 9 月10日現在）

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	NATIONAL OILWELL VARCO INC	48,300	81.92	3,956,736.00	
		BOEING CO	52,800	72.89	3,848,592.00	
		ILLINOIS TOOL WORKS	71,300	60.60	4,320,780.00	
		AUTOLIV INC	34,600	62.28	2,154,888.00	
		DELPHI AUTOMOTIVE PLC	93,000	31.15	2,896,950.00	
		CARNIVAL CORP	169,000	37.05	6,261,450.00	
		STARWOOD HOTELS & RESORTS	128,400	57.86	7,429,224.00	
		COMCAST CORP-SPECIAL CL A	63,500	33.60	2,133,600.00	
		GRUPO TELEVISA SA-SPONS ADR	75,200	23.34	1,755,168.00	
		TIFFANY & CO	63,300	62.64	3,965,112.00	
		WELLS FARGO & CO	187,900	35.00	6,576,500.00	
		FRANKLIN RESOURCES INC	43,500	121.36	5,279,160.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	118,900	39.30	4,672,770.00	
		MASTERCARD INC-CLASS A	9,650	436.20	4,209,330.00	
		VISA INC-CLASS A SHARES	37,900	129.71	4,916,009.00	
		APPLIED MATERIALS	504,200	11.86	5,979,812.00	
		INTEL CORP	417,100	24.19	10,089,649.00	
	計	銘柄数：	17		80,445,730.00	
		組入時価比率：	44.2%		(6,291,660,543)	45.5%
	ユーロ	AKZO NOBEL	78,954	47.53	3,753,078.39	
		FIAT INDUSTRIAL	390,700	8.37	3,270,159.00	
		DAIMLER AG-REG	128,500	39.10	5,024,350.00	
		PUBLICIS GROUPE	98,700	42.65	4,209,555.00	
		PPR	37,100	127.40	4,726,540.00	
		DANONE	48,600	49.80	2,420,280.00	
		BANCO SANTANDER S.A	531,127	6.08	3,230,845.54	
		BNP PARIBAS	120,065	37.77	4,535,455.37	
		ALLIANZ SE	46,800	92.34	4,321,512.00	
		SAP AG	49,200	53.79	2,646,468.00	
	計	銘柄数：	10		38,138,243.30	
		組入時価比率：	26.8%		(3,814,205,712)	27.6%
	英ポンド	DIAGEO PLC	116,200	17.02	1,977,724.00	
	計	銘柄数：	1		1,977,724.00	
		組入時価比率：	1.7%		(247,630,822)	1.8%
	スイスフラン	GIVAUDAN-REG	3,790	900.50	3,412,895.00	
		HOLCIM LTD REG	79,700	61.45	4,897,565.00	

	ADECCO SA-REG	113,200	47.02	5,322,664.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	51,200	110.00	5,632,000.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	76,700	63.25	4,851,275.00	
	NESTLE SA-REG	49,700	59.25	2,944,725.00	
	NOVARTIS AG-REG	38,100	56.60	2,156,460.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	391,996	20.05	7,859,519.80	
	JULIUS BAER GROUP LTD	155,600	31.90	4,963,640.00	
計	銘柄数：	9		42,040,743.80	
				(3,477,610,327)	
	組入時価比率：	24.4%		25.1%	
合計				13,831,107,404	
				(13,831,107,404)	

(注)種類別通貨計の()内は、邦貨換算金額であります。

(注)合計金額欄は、邦貨換算金額であります。

(注)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合、および、合計金額に対する評価額(邦貨換算金額)の割合であります。

(株式以外の有価証券)

該当事項はありません。

(外貨建有価証券の内訳)

(平成24年9月10日現在)

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	総合計金額に 対する比率
米ドル	株式17銘柄	100.0%	45.5%
ユーロ	株式10銘柄	100.0%	27.6%
英ポンド	株式1銘柄	100.0%	1.8%
スイスフラン	株式9銘柄	100.0%	25.1%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記)取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成24年10月31日

資産総額	3,934,242,742 円
負債総額	4,646,296 円
純資産総額（ - ）	3,929,596,446 円
発行済数量	4,229,914,321 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9290 円
（1万口当たり純資産額）	（9,290 円）

<参考> マザーファンドの現況

ALAMCOハリス グローバル バリュー株マザーファンド

平成24年10月31日

資産総額	13,607,204,019 円
負債総額	0 円
純資産総額（ - ）	13,607,204,019 円
発行済数量	17,517,756,044 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7768 円
（1万口当たり純資産額）	（7,768 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（平成24年10月末現在）

- 1）資 本 金 ： 3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスに係わる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
- c. 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンス評価・リスク管理委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年10月31日現在、当社の証券投資信託のうち、公募により勧誘が行われたものについての種類別の本数および純資産総額は以下のとおりです。なお、下記の他に私募により勧誘が行われた証券投資信託（純資産総額合計1,956億円）の運用を行っています。

種 類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	8	42,719
合 計	8	42,719

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第26期 （平成23年3月31日）		第27期 （平成24年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			1,878,783		2,072,612
有価証券			-		199,975
前払費用	2		43,490		41,536
未収委託者報酬			140,954		147,060
未収運用受託報酬	2		405,408		439,269
未収収益			11,816		11,501
繰延税金資産			59,407		64,145
その他			33,271		11,182
流動資産計			2,573,132		2,987,284
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	20,586		18,456	
器具備品	1	20,900	41,486	26,078	44,534
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		7,957	10,733	4,849	7,625
投資その他の資産					
投資有価証券		1,310,501		1,107,646	
関係会社株式		39,857		38,574	
長期差入保証金	2	29,820		28,234	
繰延税金資産		50,119	1,430,298	34,513	1,208,967
固定資産計			1,482,518		1,261,128
資産合計			4,055,650		4,248,412

（単位：千円）

期別		第26期 （平成23年3月31日）		第27期 （平成24年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			6,337		32,156
未払金					
未払手数料	2	39,103		38,362	
その他未払金		12,063	51,167	14,580	52,942
未払費用	2		267,058		335,518
未払法人税等			264		716
未払消費税等			18,383		23,350
賞与引当金			82,020		104,118
流動負債計			425,230		548,803
負債合計			425,230		548,803
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		216,800		216,800	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		110,869	105,930	41,710	175,089
株主資本合計			3,629,930		3,699,089
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			489		519
評価・換算差額等合計			489		519
純資産合計			3,630,419		3,699,609
負債・純資産合計			4,055,650		4,248,412

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益	1				
委託者報酬		1,474,346		1,612,285	
運用受託報酬		1,329,383		1,453,066	
その他営業収益		67,967	2,871,697	71,692	3,137,044
営業費用	1				
支払手数料			365,358		392,860
広告宣伝費			15,862		6,141
公告費			1,140		1,140
調査費					
調査費		396,780		396,480	
委託調査費		1,014,938		1,137,841	
図書費		2,390	1,414,109	1,804	1,536,126
営業雑経費					
通信費		3,611		2,994	
印刷費		8,764		6,222	
協会費		3,743		3,839	
諸会費		1,253		1,343	
その他営業雑経費		825	18,197	438	14,837
営業費用計	1		1,814,668		1,951,106
一般管理費					
給料					
役員報酬		77,984		75,464	
給料・手当		746,694		630,854	
賞与		8,445	833,124	6,775	699,543
交際費			6,192		3,908
寄付金			2,970		2,787
旅費交通費			25,577		20,270
租税公課			14,571		15,037
不動産賃借料			89,537		86,990
退職給付費用			39,677		37,782
福利厚生費			92,550		90,570
賞与引当金繰入			73,387		92,169
固定資産減価償却費			15,371		16,074
諸経費			93,563		86,018
一般管理費計			1,286,523		1,151,153
営業利益又は営業損失（ ）			229,493		34,783
営業外収益	1				
受取配当金			18,360		19,541
有価証券利息			17,927		16,579
受取利息			239		105
受取賃借料			14,870		13,531
雑収入			1,765		849
営業外収益計	1		53,162		50,607
営業外費用					
為替差損			-		720
雑損			14		98
営業外費用計			14		818

経常利益又は経常損失（ ）			176,346		84,572
特別損失	2				
固定資産除却損			269		831
関係会社株式評価損			-		1,282
勤労対策特別費用			40,884		-
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			3,316		-
その他特別損失			229		92
特別損失計			44,699		2,207
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）			221,045		82,365
法人税、住民税及び事業税		2,290		2,290	
法人税等調整額		34,715	37,005	10,916	13,206
当期純利益又は当期純損失（ ）			258,051		69,158

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

			第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本				
資本金	当期首残高		3,000,000	3,000,000
	当期変動額		-	-
	当期末残高		3,000,000	3,000,000
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高		524,000	524,000
	当期変動額		-	-
	当期末残高		524,000	524,000
資本剰余金合計	当期首残高		524,000	524,000
	当期変動額		-	-
	当期末残高		524,000	524,000
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高		216,800	216,800
	当期変動額		-	-
	当期末残高		216,800	216,800
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高		147,181	110,869
	当期変動額	当期純利益又は 当期純損失（ ）	258,051	69,158
	当期末残高		110,869	41,710
利益剰余金合計	当期首残高		363,981	105,930
	当期変動額		258,051	69,158
	当期末残高		105,930	175,089
株主資本合計	当期首残高		3,887,981	3,629,930
	当期変動額		258,051	69,158
	当期末残高		3,629,930	3,699,089
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	当期首残高		202	489
	当期変動額	株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	287	30
	当期末残高		489	519
評価・換算差額等合計	当期首残高		202	489
	当期変動額		287	30
	当期末残高		489	519
純資産合計	当期首残高		3,888,184	3,630,419
	当期変動額		257,764	69,189
	当期末残高		3,630,419	3,699,609

重要な会計方針

項目	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法（ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品3年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	28,770	31,100
器具備品	95,717	88,435
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	4,579	4,579
未収運用受託報酬	2,852	3,399
長期差入保証金	27,755	27,755
未払手数料	18,046	16,475
未払費用	4,802	5,394

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第26期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		

営業費用	214,927	228,237
一般管理費	258,006	219,543
受取配当金	18,360	19,380
雑収入	312	308
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	269	831

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を

把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,878,783	1,878,783	-
(2) 未収委託者報酬	140,954	140,954	-
(3) 未収運用受託報酬	405,408	405,408	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,306,676	1,342,550	35,873
その他有価証券	3,824	3,824	-
(5) 未払費用	267,058	267,058	-

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,072,612	2,072,612	-
(2) 未収委託者報酬	147,060	147,060	-
(3) 未収運用受託報酬	439,269	439,269	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,304,814	1,338,420	33,605
その他有価証券	2,807	2,807	-
(5) 未払費用	335,518	335,518	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	39,857	38,574

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,878,783	-	-	-

未収委託者報酬	140,954	-	-	-
未収運用受託報酬	405,408	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
（１）国債・地方債等	-	606,097	-	-
（２）社債	-	99,829	-	-
（３）その他	-	396,887	203,861	-
合計	2,425,146	1,102,814	203,861	-

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,072,612	-	-	-
未収委託者報酬	147,060	-	-	-
未収運用受託報酬	439,269	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
（１）国債・地方債等	99,998	503,914	-	-
（２）社債	99,977	-	-	-
（３）その他	-	397,563	203,361	-
合計	2,858,918	901,477	203,361	-

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第26期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	（１）国債・地方債等	606,097	614,990	8,892
	（２）社債	99,829	101,170	1,340
	（３）その他	496,887	523,250	26,362
	小計	1,202,814	1,239,410	36,595
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	（１）国債・地方債等	-	-	-
	（２）社債	-	-	-
	（３）その他	103,861	103,140	721
	小計	103,861	103,140	721
合計		1,306,676	1,342,550	35,873

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	（１）国債・地方債等	603,912	610,390	6,477
	（２）社債	99,977	100,170	192
	（３）その他	600,924	627,860	26,935
	小計	1,304,814	1,338,420	33,605
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	（１）国債・地方債等	-	-	-
	（２）社債	-	-	-
	（３）その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,304,814	1,338,420	33,605

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26,074千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,000	3,824	824
	小計	3,000	3,824	824
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,000	3,824	824

第27期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	2,000	2,807	807
	小計	2,000	2,807	807
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,000	2,807	807

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
確定拠出掛金	39,677	37,782

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第26期 （平成23年3月31日）	第27期 （平成24年3月31日）
繰延税金資産 （流動）		
未払事業税	2,250	2,294
未払事業所税	1,287	1,111
賞与引当金	29,861	36,189
未払役員報酬	308	303

未払法定福利費	3,512	4,717
未払寄付金	634	536
コンサルティング費用	203	190
インデックス使用料	152	142
未払確定拠出掛金	1,295	1,174
未返還投資顧問料	2,610	2,946
未払監査費用	3,355	3,061
未払アセスメント費用	1,395	-
未払調査費	-	2,508
繰越欠損金	12,537	8,970
繰延税金資産合計	59,407	64,145
（固定）		
関係会社株式評価損	4,265	4,192
インデックス使用料	356	190
敷金	1,571	1,570
繰越欠損金	169,479	113,949
小計	175,672	119,903
評価性引当金	125,216	85,102
繰延税金資産合計	50,455	34,800
繰延税金負債		
（固定）		
その他有価証券評価差額金	335	287
繰延税金負債合計	335	287
繰延税金資産の純額	109,527	98,658

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：％）

	第26期 （平成23年3月31日）	第27期 （平成24年3月31日）
法定実効税率	-	40.69
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	-	6.31
永久に益金に算入されない項目	-	9.60
住民税均等割	-	2.78
評価性引当金の増減	-	34.06
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	9.92
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	16.03

（注）前事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01％、平成27年4月1日以降のものについては35.64％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,133千円減少し、法人税等調整額8,174千円、その他有価証券評価差額金が40千円それぞれ増加しております。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	127,764	129,310
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,981	20,925

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	23,943	23,398
増減額（は減少）	545	545
期末残高	23,398	22,853

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載

はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用 受託、及び証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	35,115	未収運用受託報酬	2,852
							出向者人件費の支払、代行手数料支払、賃借料・共益費支払他	386,179	未払金	18,046
									前払費用	4,579

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	-------------------	---------------	----------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	（被所有） 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用 受託、及び証券 投資信託受益証 券の募集販売	運用受託報酬	37,437	未収運用 受託報酬	3,399
							出向者人件費の 支払、代 hands 料支払、賃借料 ・共益費支払他	361,886	未払金	16,475
									前払費用	4,579

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	113,450.62	115,612.78
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	8,064.09	2,161.21

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益又は当期純損失（ ）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ）	258,051千円	69,158千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）	258,051千円	69,158千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「 」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

<受託会社>

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（平成24年9月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<販売会社>

	名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
1)	あかつき証券株式会社	2,065	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2)	安藤証券株式会社	2,280	同上
3)	エース証券株式会社	8,831	同上
4)	株式会社SBI証券	47,937	同上
5)	岡三オンライン証券株式会社	8,000	同上
6)	極東証券株式会社	5,251	同上
7)	マネックス証券株式会社	7,425	同上
8)	水戸証券株式会社	12,272	同上
9)	楽天証券株式会社	7,495	同上
10)	リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
11)	株式会社ジャパンネット銀行	37,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
12)	株式会社トマト銀行	14,310	同上
13)	朝日生命保険相互会社	() 166,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

（注）資本金の額は、平成24年9月末現在を記載しています。

（ ）朝日生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」の額を記載しています。

<投資顧問会社>

名称

ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

資本金の額（平成23年12月末現在）

125,106千米ドル（約9,725百万円）

（米ドルの円換算は、便宜上、平成23年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77円74銭）によります。）

事業の内容

各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<受託会社>

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

<販売会社>

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに

関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

< 投資顧問会社 >

委託会社から当ファンドのマザーファンドの運用指図（為替ヘッジを含む外貨建資産）に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

< 受託会社 >

該当事項はありません。

< 販売会社 >

販売会社である朝日生命保険相互会社は、委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の株式32,000株（持株比率100％）を保有しています。

< 投資顧問会社 >

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る書類は、以下のとおり提出されています。

平成24年 3月23日	臨時報告書
平成24年 6月 8日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成24年 6月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月15日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハリス世界株ファンド（毎月決算型）の平成24年3月10日から平成24年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリス世界株ファンド（毎月決算型）の平成24年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

杉山 正治

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

窪寺 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

